

特定商工業者制度に関わるQ&A

特定商工業者とは

Q1. 特定商工業者制度とは、どんな制度ですか。

- A. 地域経済を構成している一定規模以上の企業実態を正確に把握し、地域振興のための各種施策を有効に運用・活用するために設けられた制度です。

Q2. 特定商工業者とは、どのような人たちのことを言うのですか。

- A. 4月1日において、相模原市に本支店・営業所・出張所・事務所・工場などを設けてから6ヶ月以上経過している商工業者のうち次のいずれかに該当される方のことです。
- ①資本金額又は払込済出資総額が300万円以上の商工業者
 - ②従業員数が20人(商業又はサービス業は5人)以上の商工業者

法定台帳とは

Q3. 法定台帳とはどんなものですか。

- A. 特定商工業者に該当されている方々が、商工会議所に登録された氏名または名称および所在地、事業内容の記載してある台帳で、商工会議所に備えておくものです。言わば企業の戸籍簿と考えていただければよろしいと思います。

Q4. 法定台帳は何のために作成しているのですか。

- A. 商工会議所は、この台帳によって相模原市内に所在する商工業者の実態を正確に把握し、その振興を図り、地域経済の発展に役立たせる貴重な資料として作成しています。法定台帳は最善の注意をもって管理することと定められております。

Q5. 法定台帳になぜ登録しなければならないのですか。

- A. 特定商工業者に該当されている方々は法律によって義務づけられているからです。(商工会議所法第10条)

Q6. 所在地や代表者の変更など、会社の登録内容に変更があった場合は。

- A. 特定商工業者の法律上の義務として、法定台帳を提出頂いており、事業内容の変更事項等が生じた場合は速やかに商工会議所に届出ることになっております。

Q7. 法定台帳の作成または訂正について資料の提出を拒むことはできるのですか

- A. 商工会議所には、法定台帳作成のための調査権が認められており、個々の企業は正当な理由なくして資料の提出を拒むことはできません。(商工会議所法第13条)

Q8. なぜ商工会議所に法定台帳の調査権が認められているのですか。

- A. 商工会議所の重要な目的は、地域の商工業の総合的な改善発展にあります。そのためには、まず地域内の商工業の状況を的確に把握する必要があるからです。

Q9. 法定台帳を提出することによって特定商工業者はどんな利益を得られるのですか。

- A. 商工会議所には、日々全国から多くの取引照会・企業照会のお問い合わせがあり、法定台帳のデータベース(秘密事項は除く)を活用しております。従って、特定商工業者の方は間接的な利益をうけていることになる他、国や地方自治体等の調査研究データとして使用し、商工業者の振興発展に役立たせております。

負担金とは

Q10. 負担金はどうにしてきめるのですか。

- A. 相模原市内の特定商工業者に該当されている方々の過半数の同意を得た上、相模原市長の許可を受けて決めております。

Q11. 負担金はどうにつかわれるのですか。

- A. 法定台帳を管理運用するための必要最小限の経費として、年間1,500円のご負担をいただいております。

Q12. 負担金を支払わなかった場合の罰則は。

- A. 国税滞納のような法律上の罰則規定、強制徴収等はありませんが、特定商工業者の過半数の同意を得てご負担をお願いしております経緯と趣旨をご理解いただき、納入のご協力をお願いしております。

Q13. 負担金の同意をしなかった特定商工業者でも負担金を納めるのですか。

- A. 特定商工業者の過半数の同意を得て、法律上の手続きを完了しておりますので、同意を得ていない方々に対しましても同意された方々と同様の取り扱いとなり、負担金の納入について協力をお願いしております。

Q14. 負担金の税務上の措置は。

- A. 負担金は税法上、公租公課費用として損金処理ができます。なお、消費税も課税対象外となっております。

Q15. 法定台帳と負担金のスケジュールは。

- A. 法定台帳の発送は7月下旬頃、負担金の請求は、10月中旬頃に、ご通知する予定です。

法定台帳はこのように活用されます。

◎本制度の趣旨は、特定商工業者の方々に事業概要を毎年1回登録・更新いただくことにより、地区内の商工業者の実態を把握し、地域商工業の総合的な改善発展に資することにあります。

◎本商工会議所では、ご登録いただいたデータをコンピュータ入力し、全国各地から寄せられる商取引の照会や斡旋、統計調査などの基礎資料として活用しております。